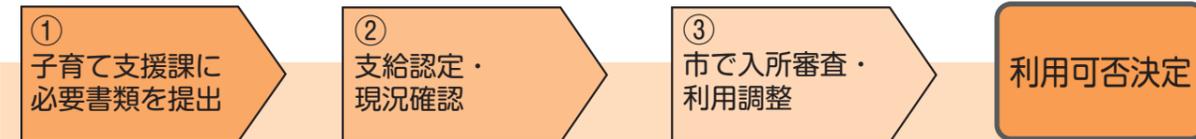


## 入園申し込みの流れ・必要書類について

継続入所を希望される場合や、年度途中の入所を希望される場合も、今回の受付期間内に手続きが必要です。

### 社幼稚園以外の認定こども園・保育所を希望する場合（2号・3号認定）

問い合わせ 福祉部子育て支援課（庁舎1階） ☎43-0408



必要書類 申込書類は、子育て支援課・市内各認定こども園・各保育所にあります。

- ①施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書兼現況届
- ②利用申込書
- ③保育の必要性を証明する書類

※市内の認定こども園または保育所に入所中の方で、必要書類を各施設へ直接提出される場合は、10月20日（金）までに各施設の受付窓口へ持参してください。

※受付期間終了後も平成30年度の入所申込を受け付けますが、今回の受付期間中（10月）の申し込みを優先して審査します。

※審査により、希望する認定こども園・保育所に入園できないことがあります。

※障害やアレルギーがあるお子さんは、その旨を利用申込書にくわしく記入してください。

### 社幼稚園以外の認定こども園で1号認定での利用（教育利用）を希望する場合



必要書類 ①施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書兼現況届 ②利用申込書

※受付期限は施設により異なります。 ※詳細は、希望する認定こども園に直接お問い合わせください。

### 社幼稚園を希望する場合

問い合わせ 教育委員会学校教育課（庁舎4階） ☎43-0541



必要書類 申込書類は、学校教育課・社幼稚園にあります。

- ①施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書兼現況届
- ②入園申込書（願書）
- ③保育の必要性を証明する書類（1号認定で利用（教育利用）する場合は不要）

※社幼稚園の入園可能年齢は満3歳以上です。（年齢の基準日は平成30年3月31日）

※保育利用での申し込みも可能ですが、教育利用の希望者を優先します。



### 個人番号（マイナンバー）記入のお願い

入所申込の際には、申請書に個人番号の記入が必要です。

提出時に本人確認を実施しますので、児童を扶養している保護者全員のマイナンバーカードか個人番号通知カードと本人確認書類を必ず持参してください。

### 市外のこども園や保育所・幼稚園をご利用になる方へ

市外のこども園や保育所・幼稚園を新たにご利用になる方、または、既に利用しており、継続しての利用を希望される方も、加東市での手続きが必要です。

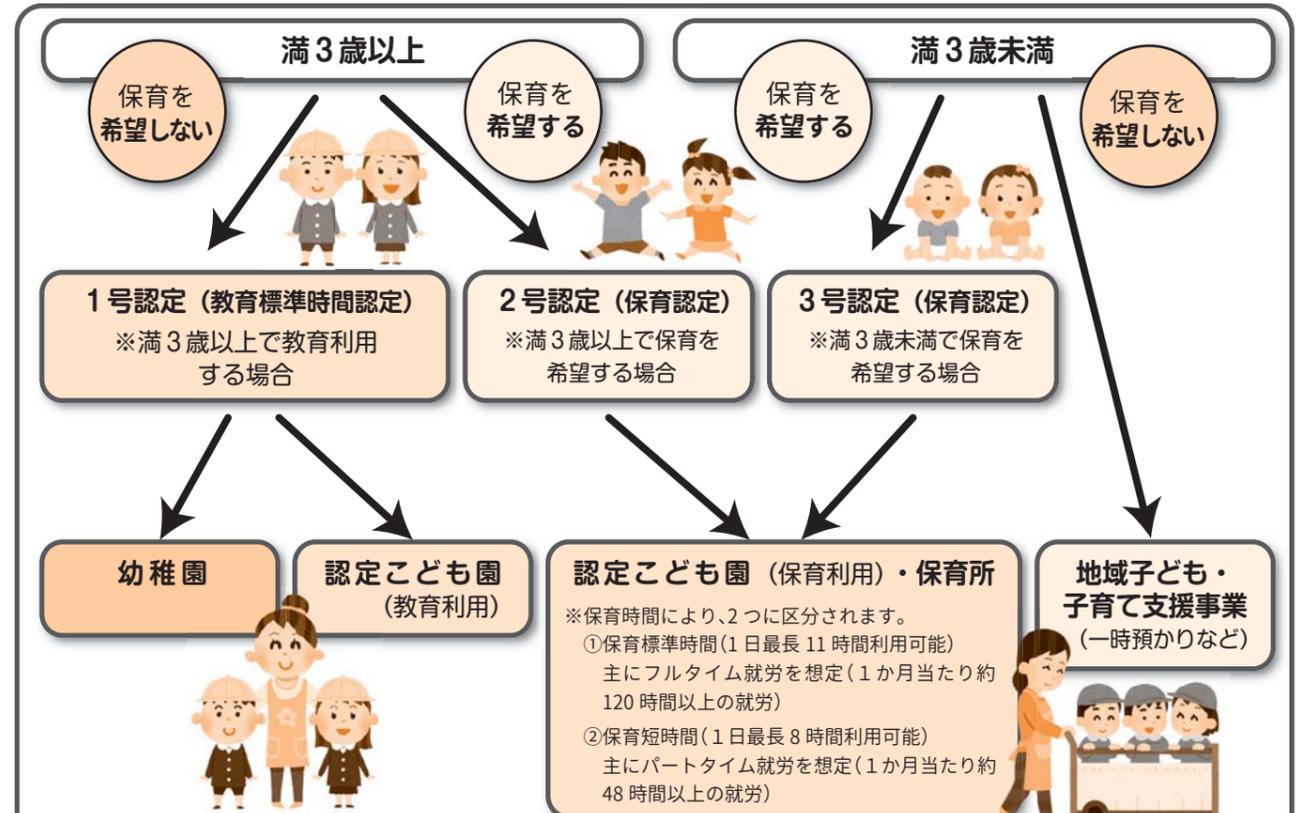
くわしくは、子育て支援課にお問い合わせください。

## 認定こども園・保育所・幼稚園児を募集します

### 支給区分の認定申請について

施設を利用するには「支給区分の認定」を受けるための申請が必要です。

なお、認定申請書は入園申込書と同時に提出いただきますので、別途手続きしていただく必要はありません。



### 「保育を希望する」とは？

保護者のいずれもが①～⑨のいずれかに該当し、家庭で子どもを保育することができない場合、2号または3号認定となり、認定こども園（保育利用）や保育所を利用することができます。

- ①就労（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待・DV
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要である場合。

### 市内施設一覧

認定こども園	所在地	定員	
		1号	2号・3号
社こども園	木梨	6	159
米田こども園	上久米	3	57
三草こども園	上三草	6	89
東古瀬こども園	東古瀬	15	60
高岡育児園	高岡	15	60
正覚坊こども園	上田	15	80
たきの愛児園	上滝野	15	90
加茂こども園	北野	10	90
東条こども園	埴鹿谷	15	85
泉こども園（※1）	西垂水	10	70
河高こども園（※1）	河高	10	70
社幼稚園	社	69	11（※2）

※1 平成30年4月1日からこども園に移行する予定です。

※2 満3歳以上のお子さんの8時から16時までの間の利用に限ります。

保育所	所在地	定員
		2号・3号
鴨川保育園	平木	20
椿山保育園	山国	80
秋津保育園	秋津	45
さくら保育園	岡本	60

### 申込期間

- 教育利用（1号認定分）
  - ① 東古瀬こども園・正覚坊こども園 ……10月2日（月）～13日（金）
  - ② 高岡育児園・たきの愛児園・加茂こども園・泉こども園・河高こども園 ……10月10日（火）～20日（金）
  - ③ ①・②以外のこども園・社幼稚園 ……10月10日（火）～31日（火）
- 保育利用（2号・3号認定分）  
全施設とも10月10日（火）～31日（火）